



平成 27 年 4 月 20 日

大臣官房技術調査課電気通信室
都市局街路交通施設課
道路局国道・防災課道路保全企画室

LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)の改訂について

国土交通省では平成 23 年 9 月に「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン (案)」を公表しているところですが、近年のメーカーによる技術開発の結果、LED 照明の適用範囲の拡大が可能となったことから、今般、当該ガイドライン (案) の改訂を行ったのでお知らせします。

具体的には、LED 照明技術の配光性能向上による道路照明（3 車線の一般国道、国が管理する高速自動車国道）への適用条件の追加、LED 照明技術の出力性能向上によるトンネル入口部・出口部照明への適用条件の追加等の改訂を行っております。

記

- LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン (案) の概要
- LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン (案)
- LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン (案) 新旧対照表

上記資料は国土交通省ホームページに入手できます。

http://www.mlit.go.jp/tec/kanbo08_hh_000300.html

<問合せ先>

国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室

課長補佐 平川 洋 (内線 22364)

電気通信施設管理係長 成島大輔 (内線 22375)

代表 03-5253-8111、夜間直通 03-5253-8223